

基調  
講演

2

## 被害者支援における精神保健福祉センター等のかかわり

京都市こころの健康増進センター所長 山下 俊幸 氏

平成10年の京都犯罪被害者支援センター設立頃から犯罪被害者支援にも関わってきた山下俊幸氏による基調講演Ⅱの概要は以下の通りである。

**【要旨】**精神保健福祉センターの数は全国で67か所、その規模については平均職員数17人、業務は保健所と連携した地域の精神保健、および精神障害者の福祉である。

### 被害者支援とのかかわり

#### I 相談と診療

各センターでは、匿名の電話相談、面接相談、場所によつては診療を行つてゐる。

#### II 人材の育成・技術的支援

保健所、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、教職員や養護教諭等の職員研修会を行つたり、個々のケースについて、他機関に助言をすることもある。

#### III 地域における心のケア

地域への影響力の大きい事件・災害においては、相談窓口を開設し、必要に応じて家庭訪問を行う。同時に、

被害に遭つた時はどういう心の状態になるのかを、被害者や家族、一般住民の方に伝える。そういう時の心の反応は決して特別なことではなく、重大なことが起きた時は誰にでも起るので、つらい時は電話や相談窓口等で相談するよう伝えている。被害者と家族・親族が他県に離れている場合には、センター間のネットワークを生かして支援し、必要に応じて関係機関とも連携している。

#### IV 今後の取り組み

精神保健福祉センターや保健所では、被害者支援に高い関心があるが、時間的な制約や、法律的な知識の不足が課題である。研究班では『犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引き』をつくり、全国のセンターに配布している。

#### V 支援者のメンタルヘルス

支援者の心の健康への支援が重要である。研修会や検討会、関係機関との連携等によって支援者を支えていく体制づくりは、被害者支援を長く継続する意味でも大事である。